

(4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（F補助金）

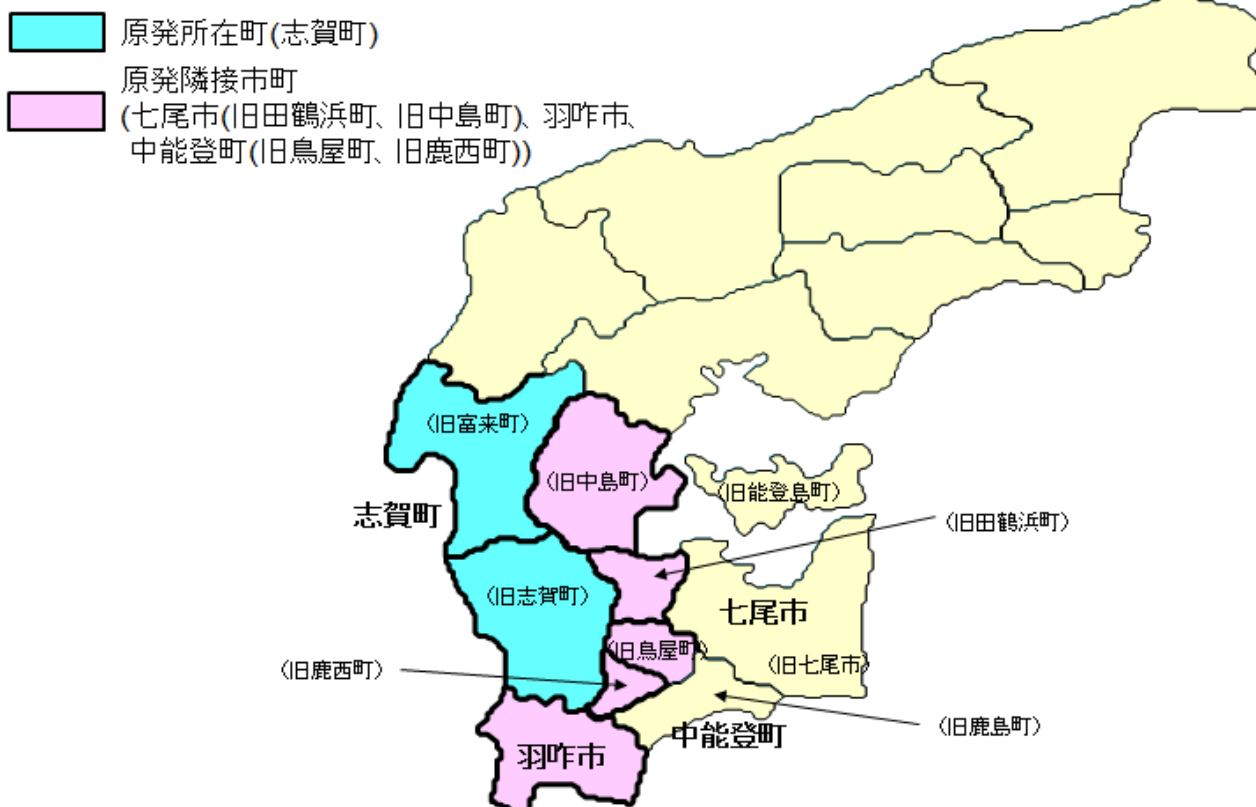
電源地域のうち、原子力発電施設などが設置されている地域又はその周辺地域に立地し、補助要件を満たす企業が支払った電気料金に応じて給付金を交付します。

※次頁の原子力立地給付金との併用が可能です。

○制度の概要

主な要件	①業種	製造業又は自治体誘致支援対象業種
	②電力	新增設に伴い契約電力及び電気料金が増加していること
	③雇用	雇用保険の一般被保険者が3人以上増加すること ※ただし、新設の場合、企業立地日（電力供給開始日）の2ヶ月前の日より前の雇用者は対象外
	④投資額	特例給付金（雇用増加に応じた加算）を受ける場合に以下を満たすこと ・志賀町では、新設500万円以上、増設250万円以上 ・七尾市、羽咋市、中能登町では、新設1,000万円以上、増設500万円以上
	⑤その他	市町の推薦があること
交付期間	新增設した半期の翌半期から8年間 （再増設した場合、一定の要件を満たせば増設分について期間延長あり）	
募集期間	年2回 ①上期（4月頃〔前年10月1日～当年3月31日に支払った電気料金が対象〕） ②下期（10月頃〔当年4月1日～当年9月30日に支払った電気料金が対象〕）	

○F補助金の対象エリア



○ F 補助金の算定式

$$\text{算定補助額} = \text{電力給付金(Ⅰ)} + \text{特例給付金(Ⅱ)}$$

電力給付金(Ⅰ)：増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を基に算出
(千円未満切捨)

$$\text{電力給付金(Ⅰ)} =$$

$$\text{増加契約電力(①)} \times (\text{算定単価(②)} - \text{交付金単価(③)}) \times \text{電気料金支払月数}$$

増加契約電力(①)：当該半期内の契約電力の平均値を算定

ただし、増加契約電力の上限は増加雇用人数に応じて下表のとおりとする

区分	上限
3人以上 20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

算定単価(②)：次の算定式による「kWあたりの月額電気料金」を
〈単価・係数表〉の区分に当てはめ算出

$$\begin{array}{l} \text{kWあたりの} \\ \text{月額電気料金} \end{array} = \frac{\text{増加電気料金(円)}}{\text{増加契約電力(kW/月)} \times \text{電気料金支払月数(月)}}$$

特例給付金(Ⅱ)：雇用に応じた加算

$$\text{特例給付金(Ⅱ)} = \text{増加した人数} \times \text{特例給付金単価(④)}$$

〈単価・係数表〉

区分 (kWあたりの月額電気料金)	算定単価(②)	
	原発等所在地 (志賀町)	原発等隣接市町 (七尾市(旧田鶴浜町、旧中島町)、羽咋市、中能登町(旧鳥屋町、旧鹿西町))
1,500円未満	600円	
1,500円以上1,600円未満	640円	
1,600円以上1,700円未満	680円	
1,700円以上1,800円未満	720円	
1,800円以上1,900円未満	760円	
以降、100円ごとに区分	以降、40円ずつ加算	
交付金単価(③)	旧志賀町 407円 旧富来町 305円	203円
特例給付金単価(④)	30万円	15万円
係数α	2	1.5
係数β	1	3/4

○ F 補助金の限度額

上記算定式による算定補助額と次の交付限度額(1)、(2)を比較し最も低い額が交付額

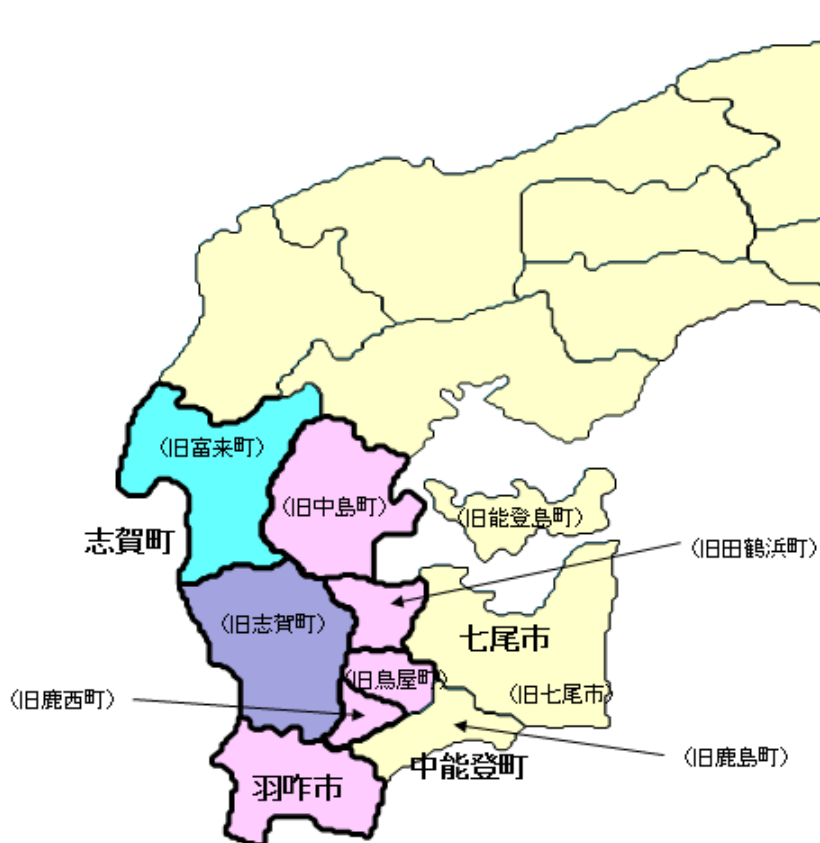
$$(1) \text{算定電気料金} = \text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} \times \text{係数}\alpha - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

$$(2) \text{支払電気料金} = \text{増加電気料金} \times \text{係数}\beta - (\text{増加契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

（５）原子力立地給付金

原子力発電所の周辺地域において電気の供給を受けている住民、企業等の方々に対して、次のとおり給付金が（一財）電源地域振興センター（北陸電力㈱と受給契約を結んでいる場合は北陸電力㈱）から交付されます。

○給付金の対象エリアと給付金額



対象市町	給付金月額（電力契約1kWあたり） 平成17年度以降
志賀町（旧志賀町）	407円
志賀町（旧富来町）	305円
七尾市（旧田鶴浜町、旧中島町） 羽咋市 中能登町（旧鳥屋町、旧鹿西町）	203円